

(2021年5月) 保険料払込みの猶予期間の延長に関する追加措置について

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

当社では、新型コロナウイルス感染症により影響を受けられたお客様に対し、保険料払込みの猶予期間の延長を実施していますが、下記のとおり、追加の取扱いを実施いたします。

記

○現在、2021年1月に緊急事態宣言が発出された11都府県（※）の保険契約者からのお申し出により、2021年1月8日から、保険料の払込みの猶予期間を最長6ヵ月間（2021年7月31日まで）延長する特別取扱いを行っています。


（※）東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県・栃木県・岐阜県・愛知県・京都府・大阪府・兵庫県・福岡県

○払込猶予延長期間後も保障を継続するためには、払込猶予延長期間分の保険料全額を、払込猶予延長期間満了日（2021年7月31日）までに払込みいただく必要がありますが、今般、このようなお契約に対し追加措置を実施いたします。

○具体的には、新型コロナウイルス感染症の影響により、払込猶予延長期間満了日（2021年7月31日）までに保険料全額の払込みが困難なお客様のために、保険契約者からのお申し出により、保険料の払込みの猶予期間を最長7ヵ月間（2022年2月28日まで）再延長いたします。

○なお、2020年3月16日から2020年9月30日までにお申し出をいただき、既に保険料の払込みの猶予期間を延長する特別取扱いをご利用されている保険契約については、猶予期間の変更はございません。

【お問合せ先】

はなさく生命お客様コンタクトセンター  0120-8739-17

受付時間[月～土曜日 9:00～18:00]

(祝日、12/31～1/3を除く)